消　防　団　指　令　車　仕　様　書

平成 26 年度

魚 沼 市 消 防 本 部

消防総務課　消防団係

目 次

第１章　総則

第２章　車両仕様等

　１　車両

　２　車両の諸元及び性能

　３　ドアの仕様

　４　窓の仕様

　５　床等の仕様

　６　座席の仕様

　７　電装関係の仕様

　８　冷暖房装置（エアコン）等の仕様

第３章　艤装

　１　一般的事項

　２　電装品等

　３　車内艤装

第４章　車載型消防専用無線電話装置

　１　車載型消防専用無線電話装置

第５章　塗装及び記入文字

別表（取付品及び付属品）

第１　総　則

１　目的

この仕様書は、魚沼市（以下「甲」という。）が平成 26 年度に購入する消防団指令車（以下、「団指令車」という。）について必要な事項を定める。

２　規格及び基準の適合

団指令車は、道路運送車両法（昭和 26 年法律 185 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、その他関係法令、通達及び本仕様書に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。

ただし、工作上本仕様書によりがたいときは、甲及び供給者（以下「乙」という。）と協議のうえ、仕様書の一部を変更することができる。

３　契約にあたっては、本仕様書を検討し、十分熟知のうえ契約すること。

４　製作上の注意

乙は、団指令車の製作にあたり、本仕様書及び承認図において変更あるいは不明な点が生じたときは、直ちに甲に連絡し、その指示を受ける図書及び資料を提出し、承諾を得ること。

また、本仕様書に明記されていない部分については、原則メーカー公表の標準仕様とし、事前に甲の承諾を得ること。

（１）　団指令車は、常時登録された車両総重量の状態において十分耐えられるものであること。

（２）　団指令車は、別表に掲げたものを取り付けること。

（３）　各部に使用する材料及び部品は、特に甲が指示するもの以外、ＪＩＳ規格、ＩＳＯ規格等が定める規格に適合する、精選された材料を使用すること。

（４）　各装置及び部品の取り付けは、原則としてボルト締め付けとする。

（５）　車体全般にわたり防水措置及び防錆措置を十分行うこと。

（６）　清掃、点検、調整及び修理が容易に行えること。

（７）　使用取扱上の安全性、操作性を十分に考慮したものであること。

（８）　架装及び車の移動にあたっては、事故防止について万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は、速やかに甲に連絡するとともに、その被害等について一切の責任を負うこと。

５　製作時に提出する書類

乙は、契約後速やかに甲と製作上の細部にわたる十分な打合せを行い、次の関係図書をＡ４ファイルに綴じ込み、各３部を甲に提出し、承認を受けた後、艤装を開始するものとする。

（１）　製作承認図（前、後、上、両側面の５図面　1/20）

（２）　製作工程表

（３）　艤装関係配線図（電気系統図、容量積算表）

（４）　資機材リスト一覧及び搭載図（取付け品、積載資機材の架装図及びカタログ等を含む）

（５） その他甲が必要とする書類

６　納入時に提出する書類

乙は、団指令車納入時に次の関係書類をＡ４ファイルに綴じ込み、各２部を甲に提出すること。なお、関係書類が１部しかないものについては、複製を提出すること。

（１） 完成艤装外観図（前、後、上、両側面の５図面）

（２） 完成艤装関係配線図（電気系統図）

（３） 各種取扱説明書

（４） 改造自動車等審査結果通知書

（５） 納品書

（６） 保証書

（７） 製作作業工程写真及び完成写真

（８） 車両パーツリスト

（９） 電子図書として提出を指示したもの

(10) その他甲が必要とする書類

７　登録手続き

団指令車の登録、変更等すべての手続きは、乙が納入前に完了すること。ただし、諸費用、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料は甲が負担する。

８　検査

（１） 団指令車の中間検査は、甲が必要と認める時に、担当者の立会いのもとで艤装全般について検査する。

（２） 団指令車の最終検査は、納入時に総合的検査を行い、その結果、不合格品及び不適当と認めた箇所については、部品の交換、若しくは改良等の必要な措置を講じ、再検査を受けるものとする。なお、その場合に要する費用は乙の負担とする。

９　保証

保証期間は、車両本体はメーカー保証とし、その他のものは納入検収日から２か年とする。ただし、保証期間後においても、甲の責任と認められない不具合が生じた場合は、乙の責任において、無償で修理又は取替えを行うものとする。

10　補則

（１） 団指令車の最終検査終了後、操作及び取扱い要領について、専門員を派遣し、ＰＬ法に基づく講習を２回以上行うこと。

（２） 積載品及び取付け品等は、納入時から使用できるようにしておくこと。

（３） 本仕様書に定めていない事項でも、公表している仕様については、検査を行なうものとする。

第２　車両仕様等

１　車両

団指令車に使用する車両は、消防団活動及び水防団活動の観点から、悪路における走行性および安全性の高い国産車両のＳＵＶ車で国家検定に合格した新車種とし、平成 26 年度に製作された４輪駆動車とする。

２　車両の諸元及び性能

（１）	全長	４，３３５㎜～４，６４０㎜
（２）	全幅	１，７９５㎜～１，８４０㎜
（３）	全高	１，６８５㎜～１，７１５㎜
（４）	定員	５名以上
（５）	駆動方式	４輪駆動
（６）	排気量	1，９９５ｃｃ以上
（７）	使用燃料	無鉛レギュラーガソリン
（８）	ブレーキ装置	ＡＢＳ
（９）	変速装置	ＡＴもしくはＣＶＴ
(10)	ステアリング装置	パワーステアリング
(11)	サイドミラー	電動格納式リモコンミラー
(12)	タイヤ	夏用ラジアルタイヤ、冬用スタッドレスタイヤ（夏用アルミホイール、冬用アルミホイール付き）
(13)	安全装置	ＳＲＳエアバッグシステム（運転席及び助手席）
(14)	その他	寒冷地仕様とする。

３　ドアの仕様

（１）　運転席ドア、助手席ドア、後部席左右ドア、後部ドアの５枚のドアとする。

（２）　ドア開閉時に後続車から容易に確認できるように、反射シールを貼付けること。

（３）　各ドアは、運転席で操作できる「電子式集中ドアロック装置」を設けること。

（４）　ワイヤレスで全ドアの施錠及び開錠ができるキーを設けること。

４　窓の仕様

（１）　窓は開放できる構造とすること。

（２）　運転席ドア、助手席ドアの窓はパワーウィンドとすること。

（３）　資機材収納上、資機材が当たる可能性がある部分は保護枠等を設けること。

（４）　フロント及びリアの窓は、曇り止め装置付きとすること。

５　室内の仕様

（１）　内装カラーは指定なしとする。

（２）　灰皿の有無を選定できる場合は「灰皿無し」とする。

（３）　後部荷室には、荷室マットを使用する。

6　座席の仕様

（1）　座席はすべて防水仕様とすること。(オールウエザーカバーを使用しても良い)

（2）　座席のすべてにシートベルトを取り付けること。

（3）　座席はすべて可倒式仕様とすること。

（4）　座席にはヘッドレストを取り付けること。

7　電装関係の仕様

（1）　バッテリーは点検及び交換が容易にできるものとし、配線ケーブルは余裕を持たせること。

（2）　デジタル無線を考慮したアンテナ、配線をするものとする。

（3）　配線は容量十分なケーブルを使用し、天井及び側板内等に収めること。

（4）　電装品は、車載型消防専用無線電話装置への障害及び雑音等が無いものを使用すること。

（4）　電気配線及びアンテナケーブル（デジタル対応含む）等は、天井または側板内等に配線し、必要な箇所に点検口を設けること。

8　冷暖房装置（エアコン）等の仕様

（1）　冷暖房装置は、メーカー標準品を取り付け、室内を冷暖房できるものとすること。

（2）　冷暖房装置のコントロールスイッチは、運転席の操作しやすい位置に設けること。

第3　艤装

1　一般的事項

（1）　シャーシは防錆性に考慮し、防錆の処理を施すこと。

（2）　車両の前後左右の荷重配分を十分に配慮すること。

（3）　車両の艤装に伴うビビリ音の発生を抑えること。

2　電装品等

（1）　散光式警光灯（防雪カバー付き）は、車両前後から視認できる位置に取付けること。

（2）　電子サイレンアンプ（リモコンハンドマイク付き）は、散光式警光灯と連動させること。

（3）　ＥＴＣ装置は運転の支障とならない場所に設置すること。

（4）　バックカメラ付きナビゲーションシステムを取り付け走行中、助手席から設定操作ができること。

3　車内艤装

（1）　車両は5名以上の定員で後部に資機材を積載できること。

（2）　後部荷室は資機材を収納できるスペースを確保すること。

（3）　冷暖房装置は車室内の整備に支障がない構造とすること。

（4）　装備品等については、取付け金具またはベルト等による固定、もしくはボックス等に収納できるようにすること。

第４　車載型消防専用無線電話装置

１　車載型消防専用無線電話装置

（１）　車載型消防専用無線電話装置を取付けること。

（２）　車載型消防専用無線電話装置専用の電源スイッチを取り付けること。

（３）　車載型消防専用無線電話装置用のアンテナを、ルーフに取り付けること。

（４）　支給品以外のものは、乙が用意すること。

（５）　ノイズフィルターを施し、雑音、電波障害等の対策を取ること。

（６）　消防専用無線デジタル化を考慮し、配線等を備え付けること。

（７）　車載型消防専用無線電話装置等の取付け位置については、甲と十分協議し取り付けること。

（８）　既存車両に積載されている車載型消防専用無線電話装置を乗せ換えとし、事務手続きを行うこと。

第５　塗装及び記入文字

１　塗装は次のとおりとする。

（１）　既設の赤系色で陸運局の許可実績ある場合はそのカラーのまま使用する。

（２）　車両下面、ドア等に錆止めを施すこと。

２　記入文字等は次のとおりとする。（文字寸法は別途指示する。）

（１）　車両左右のドアに、「魚沼市消防団」と青色反射文字テープで作成し貼付すること。

（２）　車両前後部バンパーに、「魚沼市消防団」と青色反射文字テープで作成し貼付すること。

（３）　上記の文字は丸ゴシック横書きとし、左から記入すること。
なお、文字サイズは担当者と協議し決定すること。

連絡先　　〒946-0007　　新潟県魚沼市四日町 450-1
魚沼市消防本部　消防総務課　消防団係
TEL 025-792-0765
FAX 025-792-8441

別表(取付品及び付属品)

番号	品　　名	数量	備　　考
1	散光式警光灯	1式	大阪サイレンＮＦ－Ｍ－ＸＪＤ－ＬＡ 防雪カバー付　サイズ：Ｍ 又は同等品
2	電子サイレンアンプ	1式	大阪サイレン　ＴＳＫ－５１０１Ｖ 音声合成機能・警鐘・リモコン付き専用マイク 又は同等品
3	車載型消防専用無線電話装置	1式	装置本体支給（付属は含まず）
4	ナビゲーションシステム	1式	バックカメラ付、地デジ、最新ソフト
5	ＥＴＣ装置	1式	ＥＴＣ（取付、セットアップ）
6	エアコンディショナー	1式	フルオートエアコン
7	消防団章	1式	クロームメッキ 径１００ｍｍ 危害防止板付
8	フォグランプ	1式	メーカーオプション
9	ドアサイドバイザー	1式	運転席、助手席、後部席
１０	フロアカーペット	1式	
１１	ナンバー枠	1式	
１２	マッドガード	1式	フロント、リヤ
１３	スタッドレスタイヤ	1式	アルミホイール付
１４	非常用信号用具	1式	三角表示板、発炎筒
１５	スノーブレード	1式	フロント２本、リヤ１本
１６	記入文字	1式	車両前後、左右に指定文字入れ